

2017年度業績ハイライト

≫ 会員・出資金

当金庫の事業基盤である団体会員数は、実態のない出資会員の法定脱退による整理などにより、前期末に比較して24会員減少し2,739会員となり、出資金の期末残高は上記出資会員の整理などに伴い1百万円減少し32億59百万円(単位未満切り捨て、以下同様)となりました。一方で、団体会員を構成する間接構成員は、規模の大きな団体会員の新規加入があったことなどから6,211人増加し391,739人となりました。

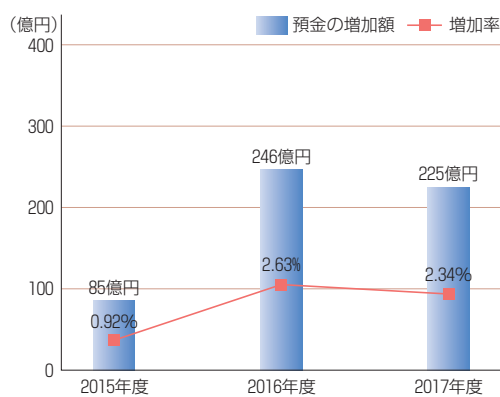
■ 団体会員・間接構成員数と出資金の推移

	2015年度末	2016年度末	2017年度末
団体会員(会員)	2,914	2,763	2,739
間接構成員(人)	386,339	385,528	391,739
出資金(百万円)	3,334	3,260	3,259

≫ 預金(預金積金・譲渡性預金)

預金は、期中225億円増加(増加率2.34%)して、期末残高は9,832億円となりました。このうち個人預金は期中172億円増加(増加率1.93%)して、期末残高は9,082億円となりました。また、団体預金は期中52億円増加(増加率7.62%)して、期末残高は735億円となりました。

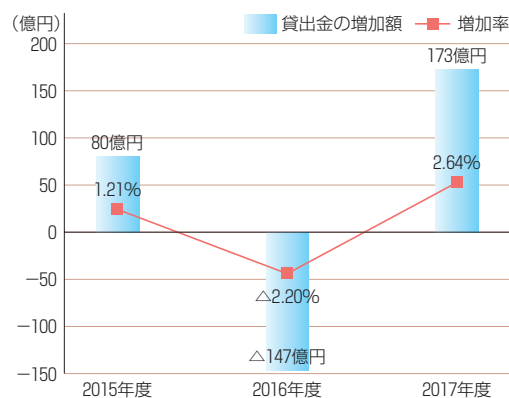
■ 預金の増加額・増加率の推移



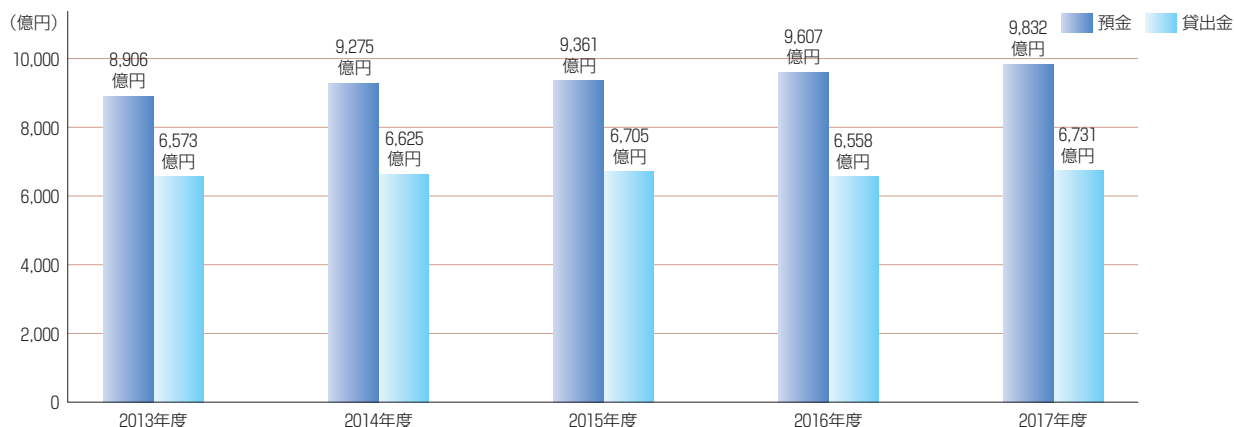
≫ 貸出金

貸出金は、期中173億円増加(増加率2.64%)して、期末残高は6,731億円となりました。このうち個人向け貸出金は期中193億円増加(増加率2.99%)して、期末残高は6,653億円となりました。また、団体向け貸出金は期中20億円減少(増加率△20.33%)して、期末残高は78億円となりました。

■ 貸出金の増加額・増加率の推移



■ 預金・貸出金の残高推移



≫ 収支

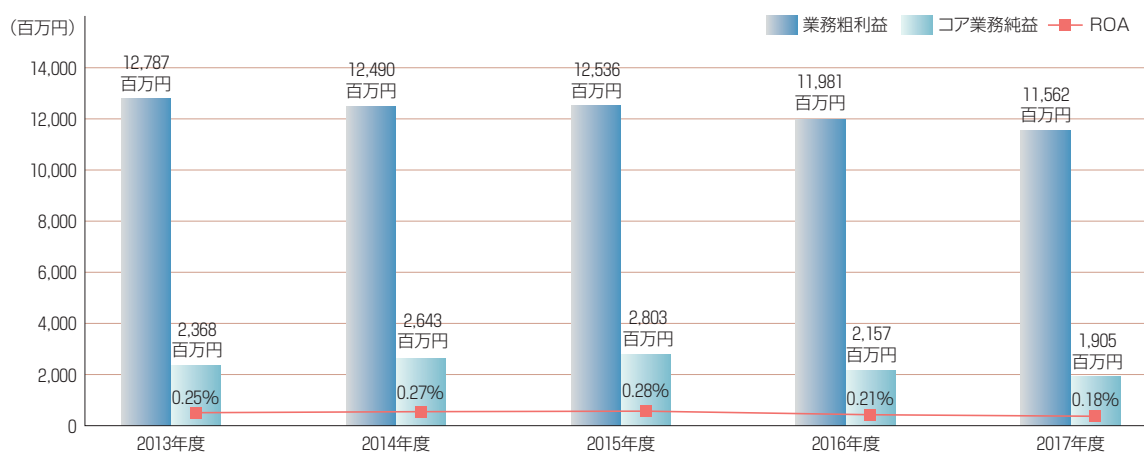
資金運用収益については、余裕金の平残が増加したものの、貸出金の平残が減少し、余裕金・貸出金共に利回が低下したため、前期に比べ6億88百万円減少(増加率△4.91%)しました。

資金調達費用については、預金平残は増加したものの、利回が低下したことから、前期に比べ1億6百万円減少(増加率△14.44%)しました。

経費については、物件費の縮減などから、前期に比べ1億78百万円減少(増加率△1.81%)しました。

以上の結果などにより、税引前の当期純利益は4億89百万円減少(増加率△23.47%)の15億96百万円となり、法人税等を差し引いた税引後の当期純利益は前期に比べ4億31百万円減少(増加率△29.12%)し、10億51百万円となりました。

■ 業務粗利益・コア業務純益・ROAの推移



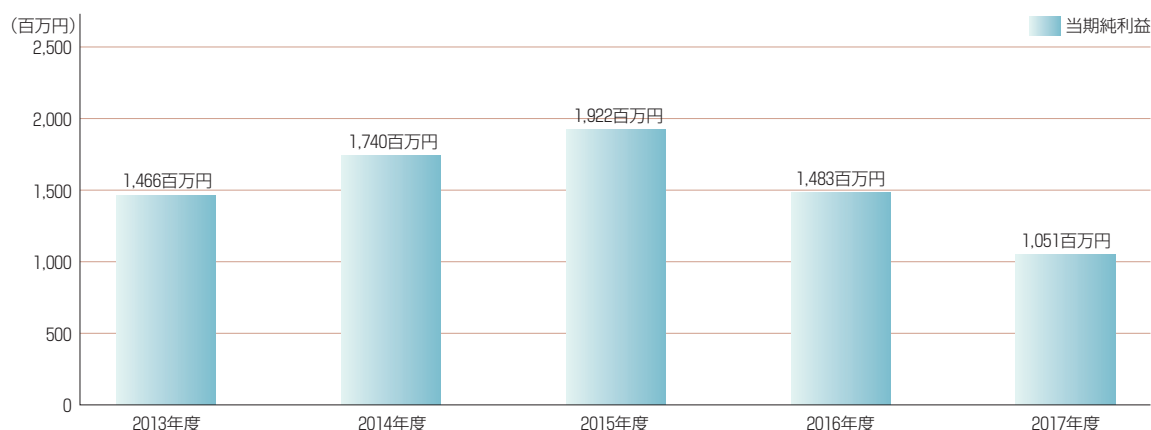
※**業務粗利益**とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」を合計したもので、**金融機関の基本的な業務の成果を示す指標**です。

※**コア業務純益**とは、業務粗利益から「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除した業務純益を基にした利益指標です。貸倒引当金繰入額を控除する前の業務純益から、債券関係損益を控除して算出し、**一時的な変動要因に左右されない指標**として広く利用されています。

※**ROA(総資産利益率)**とは、総資産に対する利益の割合で、**資産をどの程度効率的に利用しているかを示す指標**です。数値が大きいほど収益性が高いことを示しており、本書ではコア業務純益をベースとした数値を記載しています。

$$\text{ROA(総資産利益率)} = \frac{\text{コア業務純益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

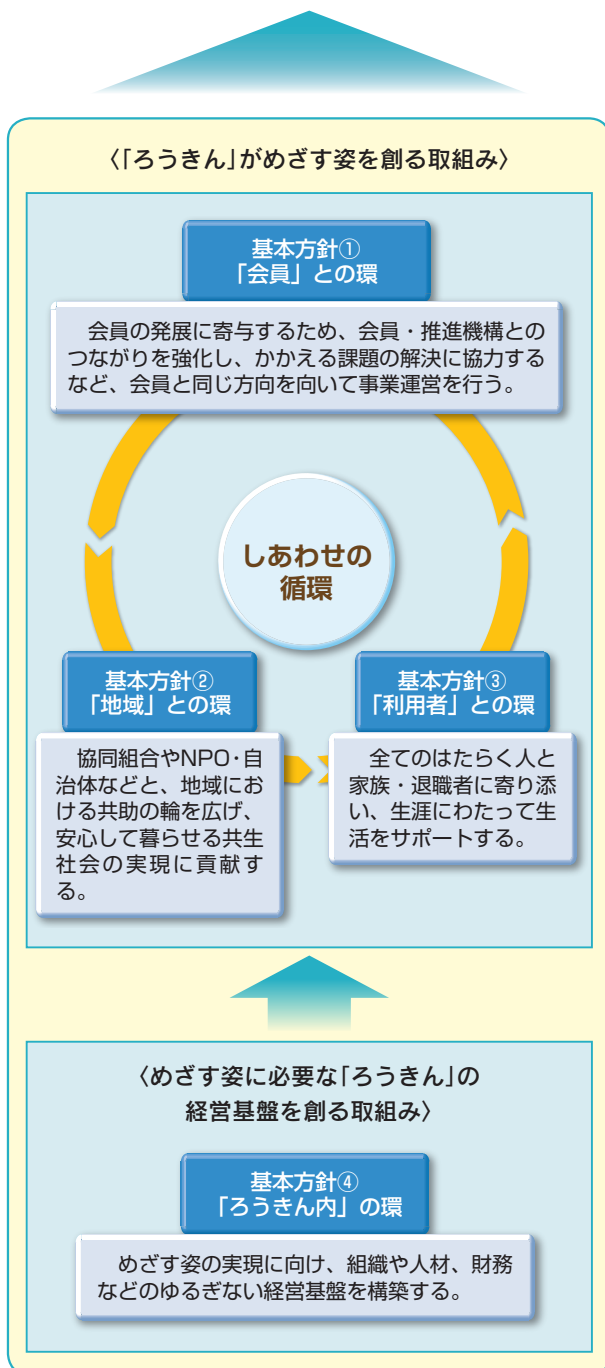
■ 当期純利益の推移



長期ビジョン(～2024年度)・中期経営計画(2018～2020年度)の概要

長期ビジョン

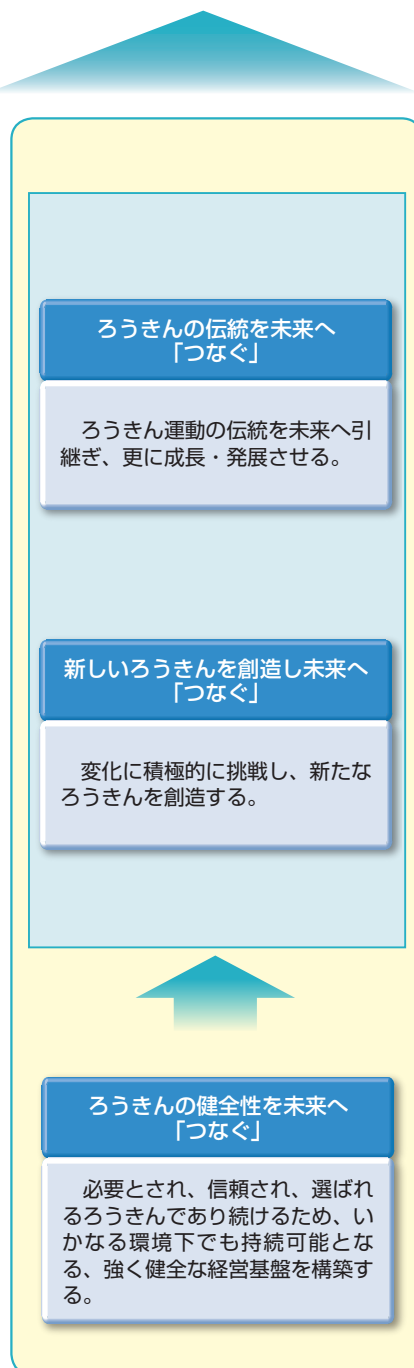
～会員・地域・利用者とのつながりによる「しあわせの循環」の創造～



〈長期ビジョンの到達度を評価する指標〉

- ▶ めざす姿を創る取組みの目標値
～ 会員組合員メインバンクNo.1
※連合アンケート設問の「あなたが一番よく利用する金融機関」の回答で1位を獲得。【期間中】
- ▶ 経営基盤を創る取組みの目標値
～ 当期純利益「5億円」以上【期間中】

キーワード:「～つなぐ～」



〈中計の到達度を評価する指標〉

- ▶ 預金残高:1兆円以上
- ▶ 貸出金残高:6,800億円以上
- ▶ O H R:90%未満

中期経営計画(2018～2020年度)

〈キーワード「つなぐ」の意味〉

会員・勤労者とろうきんを取巻く環境は大きく変貌しています。

このような環境であるからこそ、これまでの歴史の中で会員とろうきんが一体となって築きあげてきた「ろうきん運動」を、しっかりと未来へ継承していく必要があると考えます。そして、逆境におかれている今だからこそ、基本(原点)に立ち返って、新たなものを作り上げていくことが重要です。

ろうきん運動の伝統を未来へつなぐ、新たなろうきんを創造し未来へつなぐ、必要とされ・信頼され・選ばれるろうきんであり続けるためろうきんの健全性を未来につなぐ。それらを会員・推進機構とともに実現するため、新中計のキーワードを「～つなぐ～」としました。

長期ビジョンとして掲げる「会員・地域・利用者とのつながりによる『しあわせの循環』の創造」に向けては、ろうきんが「はたらく人」と「はたらく人」の資金をつなぐハブ(軸)として、十分に機能発揮しなければなりません。

未来へ「つなぐ」3年間に積極的に挑戦していきます。

〈重点課題・個別課題〉

長期ビジョン		中計(2018～2020年度)	
基本方針		重点課題	個別課題
1	「会員」 との環	(1) 会員・推進機構と 一体となった運動の展開	① 推進機構活性化への支援
			② 組合員の生活向上への支援
		(2) 運動展開を支える 具体策の展開	① 会員自主目標の取組み
			② 会員の組織強化への貢献
2	「地域」 との環	(1) 非営利・協同セクター等 との連携	③ 新たな会員還元策の検討
			① 福祉事業団体との連携
			② 生協との連携
			③ NPOとの連携
		(2) 福利共済組織等との連携	④ 自治体との連携
			① ろうきん友の会・クラブアソシエール等との連携
3	「利用者」 との環	(1) ろうきんらしい商品・ サービスの提供	② その他団体との連携
			③ 社会貢献活動の実践
			① 社会貢献活動の見直しと継続実施
		(2) 生涯取引の充実	① ろうきんらしい商品・サービスの提供
			② 利用者接点の整備
			③ 知ってもらう活動の強化
			① 若年層・退職者層・家族との取引の強化
			② 広範な女性層との取引の強化
			③ 生協組合員との取引の強化
			④ 多様な資産形成ニーズへの対応
			⑤ 既往利用者への取引深耕

4	「ろうきん内」 の環	(1) 経営管理態勢の強化	① ガバナンス態勢の強化
			② 法令等遵守態勢の強化
			③ ALM・リスク管理・危機管理態勢の強化
			④ 業務・事務の見直し
		(2) 強固な財務基盤の構築	① 事業量・収益・リスクのバランスの取れた事業運営
			② 余裕金運用態勢の強化
			③ ローコストオペレーションの徹底
		(3) 人材・組織の活性化	① 組織体制の整備
			② 人材の活性化

北海道ろうきんの概要

2018年度事業計画

事業遂行方針

2018年度は、長期ビジョン（～2024年度）・中期経営計画（2018～2020年度）の初年度として、スタートダッシュをきるために、以下の事業遂行方針に基づき、取組みを展開します。

1. 「つなぐ」活動の実践

「会員」「地域」「利用者」との「しあわせの循環の創造」に向け、会員・推進機構と一体となった「ろうきん運動・取引拡大プロジェクト（つなぐプロジェクト）*」の展開、生協団体やNPOとの連携強化、非正規勤労者や女性の視点に立った商品・サービスの展開などの取組みを行います。

2. 組織基盤の構築

しなやかで強固な組織基盤の構築に向け、業務・事務改善の継続、本部・集中部署・営業店の組織・人員体制の見直し、職員教育の充実などの取組みを、スピード感を持って対応します。

*ろうきん運動・取引拡大プロジェクト「つなぐプロジェクト」とは～

会員・推進機構と一体となって行う「ろうきん運動」を、分かりやすい「件数」目標で見える化し、更なる活性化を図ることを目的としています。「件数」実績に応じ社会福祉団体等への寄付を行うことで、「会員」と「地域」とのつながり（資金循環）の具現化も目指しています。

計数計画

2018年度における各事業の成果を評価する指標として、以下の計数計画を設定します。

	2018年度 計 画	2017年度 実 績	差	中計最終年度 目 標
総預金残高（億円）	9,864	9,832	32	10,000
うち個人預金残高（億円）	9,186	9,082	103	
総貸出金残高（億円）	6,836	6,731	105	6,800
うち個人貸出金残高（億円）	6,714	6,653	61	
当期純利益（百万円）	821	1,051	△229	
自己資本比率（％）	9.16	9.20	△0.04	
ROA（総資産税引前利益率、％）	0.11	0.15	△0.04	
OHR（業務粗利益経費率、％）	88.09	83.51	4.58	90.00

（※1）新規個人融資は、有担保ローン643億円、無担保主要3商品214億円を計画します。

（※2）預貸金の平均残高は、預金9,893億円（68億円増加）、貸出金6,727億円（148億円増加）を計画します。これにより、預貸率は、期末残高69.30%、平均残高67.99%を計画します。

（※3）ROAについて本項では税引前当期純利益をベースとした数値を記載しています。

$$\text{ROA（総資産税引前利益率）} = \frac{\text{税引前当期純利益}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$$

（※4）OHRとは業務粗利益に対する経費の割合を表し、効率性を示す指標の一つです。OHRが低いほど効率性が高いことを示しています。

$$\text{OHR（業務粗利益経費率）} = \frac{\text{経費}}{\text{業務粗利益（コア業務純益＋経費）}} \times 100$$

社会的責任と貢献活動

≫ ろうきんのCSR(社会的責任)

当金庫は、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めた〈ろうきんの理念〉を実現するため、地域や社会への幅広い貢献活動を展開するとともに、市民活動や福祉活動を積極的にバックアップしてまいります。

≫ 自然災害に係る取組み

■融資関連取引の特別措置

熊本地震や東日本大震災で被災された方々の生活再建などを支援するため、低金利の特別ローンをご用意しております。また、当金庫ローンをご利用中のお客様に対しましては、「勤労者生活支援特別融資制度」によるご返済計画の見直しのご相談を承っているほか、道内に大きな被害をもたらした平成28年台風10号等及び熊本地震で被災されたお客様につきましては「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の趣旨も踏まえて適切に対応するよう体制を整えております。

その他、被災された方がご利用中の当金庫住宅ローンに付帯している信用生命共済・団体信用生命保険の保険金等請求手続について必要書類を簡素化したほか、火災共済・火災保険に関するお問い合わせにも対応しております。

※特別ローンのお取扱期間や内容等につきましては、最寄りの営業店へお問い合わせください。

■振込手数料の免除措置

会員の皆様やNPO等の団体による義援金受付口座への送金にかかる振込手数料を免除扱いとしています。

≫ 社会貢献事業

■地域社会の活性化に関する取組み(地域と協働した社会貢献活動等)

当金庫では、これまでの活動の成果の一部を人にやさしい社会づくりのために活用しようと、会員の皆様の理解を得ながら、創立50周年を迎えた2001年度より、NPO団体やボランティア団体、芸術・文化・社会福祉活動等を行っている団体を対象に、助成事業や金融機能を通じた支援活動を実施しています。

また、全営業店に設置されている各本支店・出張所推進委員会や各地区・職場推進委員会、ろうきん友の会等のネットワークを通じて、家族を含めた交流会を実施、〈ろうきん〉ならではのユニークなイベントを行っており、その活動を支援しています。

■社会貢献助成制度

地域の公益の担い手として活躍する北海道内に所在のNPO団体やボランティア団体を応援するため、2001年度に「社会貢献助成制度」を創設しています。2018年度の助成金申請は86団体から応募があり、44団体に対し総額700万円の助成を行いました。

■継続助成事業

「芸術・文化活動」、「市民活動支援」、「児童福祉」を行っている団体へ継続助成(毎年助成を予定)を行っています。

助成団体

- 国際親善交流特別演奏会(日本音楽文化交流協会北海道支部)
- さっぽろ旭山音楽祭(さっぽろ旭山うた祭りの会)
- 公益財団法人 札幌交響楽団
- 特定非営利活動法人 NPO推進北海道会議
- 社会福祉法人 北海道家庭学校

■さばーとほっと基金(札幌市民まちづくり活動促進基金)への寄付

当金庫は2008年度から同基金に毎年寄付を行っており、2017年度は70万円を寄付しました。寄付金額は累計で850万円となり、札幌市より寄付に対する感謝状をいただきました。

※さばーとほっと基金(札幌市民まちづくり活動促進基金)は、市民や企業などからの寄付を札幌市が募り、ボランティア団体・NPO団体などが行うまちづくり活動に助成することで、札幌のまちづくり活動を支える制度です。



■ATM利用による支援活動

当金庫のキャッシュカード等で北海道ろうきんATMを利用した際、その利用(入金・支払のみ)につき1円/件を当金庫が北海道内において「子どもの健全育成」「地域医療」「被災者支援」の分野で活動する3団体へ毎月寄付する取組を2015年度～2017年度まで行いました。なお、2018年度は夕張市の「働く人・生活する人が住みやすい環境への整備事業」への寄付を通じて、地方創生の観点から支援を行います。

※取扱期間 2018年4月1日～2019年2月28日、残高照会・振込・記帳等は該当しません。



北海道ろうきんの概要

社会的責任と貢献活動

≫ 勤労者生活支援の取組み

雇用・所得環境が大きく変化する状況の中、当金庫は勤労者のための福祉金融機関として、金融機能の側面から勤労者の生活を守り、向上させる役割を發揮していくことに努めています。

■ 勤労者生活支援特別融資制度(個人用)

勤務先事情による収入減少者や離職者への生活支援を目的とした全国ろうきん統一の制度です。ご利用中のろうきんローンの返済条件緩和(見直し)措置等を承っています。

対 象	概 要	
ろうきんローンをご利用中の方	返済条件緩和措置	以下の返済方法変更についての、選択が可能となります。 ①割賦金変更(期間延長) ②元金返済据置(2年間以内ずつ最長5年間) ③返済条件変更(均等・加算併用割合の変更)
新たに ろうきんローンをお申込みの方	住宅ローン 借換融資制度	住宅ローンの借換資金にご利用いただけます。(元金返済据置特約付)
	無担保融資制度	医療・教育・住宅等、生活維持向上を目的として、新たにご融資を希望する場合にご利用いただけます。(元金返済据置特約付)

※本融資制度は、勤務先事情による離職・収入減少でお困りの方を対象としています。

※本融資制度のご利用にあたっては、当金庫との取引実績があることなどの条件を満たしていることが必要です。

■ 勤労者生活支援特別融資制度(会員用)

勤務先が特殊事情から賃金カット等を実施した(実施を決定した)場合、当該会員に所属する組合員が収入減少により生活に支障をきたさぬよう、当金庫会員を対象とした融資制度を取扱っています。

※「会員」とは、北海道労働金庫に出資加入いただいている団体の構成員の方を指します。

■ 福祉ローン

就学前の児童のいる家庭および介護を必要とする高齢者のいる家庭、急な災害による被害に対して、その経済的負担を金融面から支援することを目的とした融資制度を取扱っています。

■ ほっかいどう勤労者福祉資金融資

道内の中小企業従業員、季節労働者、離職者、非正規労働者を対象とした融資制度を取扱っています。

■ 求職者支援資金融資制度・教育訓練受講者支援資金融資制度・技能者育成資金融資制度

厚生労働省が実施する求職者支援訓練及び専門実践教育訓練受講者や、経済的な理由により職業訓練を受けることが困難な訓練生に対して、訓練期間中の生活費などを支援する制度を取扱っています。

※求職者支援資金融資制度・教育訓練受講者支援資金融資制度のお申込みに際しては、事前にハローワークでの受付・要件認定が必要となります。

※技能者育成資金融資制度のお申込みに際しては、事前に職業能力開発総合大学校及び公共職業能力開発施設での受付・要件認定が必要となります。

- 各融資制度の詳細については、最寄りのろうきん本支店までお問い合わせください。
- 審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

≫ 多重債務問題への取組み

当金庫は、勤労者の生活を支える福祉金融機関として、「生活防衛」をテーマとした活動を実施しています。庫内に「多重債務対策委員会」を設置し、多重債務の予防と救済の両面から活動をすすめています。また、多重債務予防の観点から、会員職場内等においてクレ・サラ問題や悪質商法等に関するセミナーを継続的に開催しています。

札幌市に開設している「お客様相談室」では、弁護士や司法書士とのネットワークを構築しており、多重債務相談の専門員が、実施協定書を締結している産別・会員からの個別相談に応じています。

金融円滑化に関する取組み

当金庫は、勤労者のための金融機関として、これまでも住宅ローンご利用者の返済計画の見直しに係るご相談の取組みを積極的に行ってまいりました。

当金庫では、2009年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(金融円滑化法)を契機に、対応方針と管理体制を定め、お客様に当金庫の基本的姿勢をご理解いただくためにホームページへの掲載により公表するとともに、住宅ローンご利用者および中小企業の皆様からのご相談によりきめ細かく対応するための体制を強化いたしました。

金融円滑化法は2013年3月末をもってその期限を迎えておりますが、当金庫では今後も引き続き上記取組みを

継続するものとし、ご利用者からご返済等の負担軽減に関するお申込があった場合、できる限りご意向にお応えするように努めます。

ご利用いただいている住宅ローンの返済にかかるご相談等につきましては、お取引のある営業店(ローンプラザを含む)、融資センター、右記の窓口までお問い合わせください。

※対応方針・体制等の詳細、取組状況については、北海道ろうきんホームページに掲載しています。(http://www.rokin-hokkaido.or.jp)

北海道労働金庫 お客様相談センター

☎0120-510-924 (ご利用時間 平日 9:00~17:00)

金融犯罪被害防止に向けた取り組み

■偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しへの対応について

被害を未然に防止するため、ATMへの「のぞき見防止フィルム」の貼付、「後方確認ミラー」の設置、異常取引検知システムによるモニタリングの実施、類推されやすい暗証番号の危険性に関するご案内等を行っています。

■インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しへの対応について

被害を未然に防止するため、複数のパスワードによる

本人認証の実施、ワンタイムパスワードの導入、ネットムーブ社のセキュリティソフト SaAT Netizenの無料提供等を行っています。

■振り込め詐欺等への対応について

被害を未然に防止するため、ATMコーナーへのポスターの掲示、職員による声掛けの実施、ATMでのお振込の際、振込詐欺注意画面の表示および音声による注意喚起を行っています。

NPOへのサポート

■NPO自動寄付制度

ろうきん預金口座からの自動振替により、預金者の方がNPOを支援する仕組みを提供しています。寄付は毎月100円からの口座振替(口座振替手数料無料)で、寄付先は当金庫が関係団体の助言を得ながら選定した31団体の「紹介NPO」の中からお選びいただけます。気軽に始められる新しいボランティア活動にぜひご参加ください。

※「紹介NPOリスト」は当金庫ホームページでご確認いただけます。
(http://www.rokin-hokkaido.or.jp)

■NPO振込手数料免除制度

NPO団体が受取る寄付金・会費・売上代金などの振込手数料を、北海道ろうきん本支店間に限り、年間100件まで免除する制度です。

※対象NPO団体となるためには、お申込み手続き等が必要です。

■NPO事業サポートローン

当金庫では、NPO法人向けの融資制度を取扱っています。NPO法人の事業に係る運転資金や設備資金をご融資し、資金面でNPO活動を支援するものです。「融資」という金融機関本来の業務を通じて、福祉金融機関としての役割発揮に努めています。

※制度の詳細は、最寄りのろうきん本支店までお問い合わせください。

※審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■日本政策金融公庫との連携

子育てや介護・福祉、地域活性化にかかるソーシャルビジネス分野の支援に力を入れている日本政策金融公庫と、2018年3月に「業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。NPO法人等への資金供給や情報交換等の各分野に係る連携を円滑に行い、更なる地域経済の活性化に寄与することを目指します。

覚書の締結と合わせて、協調融資商品「TSUNAGU」の取扱を開始しました。北海道ろうきんと日本政策金融公庫がもつ特性を相互に補完・共有のうえ、地域の課題に取り組む皆さまからのニーズに連携・協調して応えていきます。

「社会貢献助成制度」・「NPO自動寄付制度」・「NPO振込手数料免除制度」等の詳細については、
〈社会貢献制度事務局〉までお問い合わせください。

北海道労働金庫 社会貢献制度事務局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目
TEL 代011-271-2101 FAX 011-221-6846
URL http://www.rokin-hokkaido.or.jp

社会的責任と貢献活動

ワークライフバランス実現への取組み

■仕事と家庭の両立支援

当金庫は「次世代育成支援対策推進法」ならびに「女性活躍推進法」に基づく行動計画を策定・推進しており、2016年9月に「北海道あったかファミリー応援企業」に登録、また2016年10月に「北海道なでしこ応援企業」の認定を受けました。



協同組合間での連携

中期経営計画(2018~2020年度)において基本方針として掲げている「協同組合やNPO・自治体などと、地域における共助の輪を広げ、安心して暮らせる共生社会の実現に貢献する」ため、以下の団体との連携・取組みを行っています。

■北海道生活協同組合連合会との連携

2014年3月に締結した、北海道生活協同組合連合会との「緊急災害対策等の相互連携に係る基本協定」に基づき、協同組合間協同として、大規模自然災害発生時等における地域社会の「支え合いの仕組みづくり」を連携して取組むために情報交換・協議を進めています。

基本協定による協力内容

- 災害対策についての情報交換
- 相互支援策の継続的な開発
- 資金面での相互連携

1. 自然災害対策面での連携

防災対策面において、コープさっぽろとの連携により災害時用備蓄品(飲料水・保存食)の定期購入を実施し、当金庫本支店(37ヶ店)に備蓄しています。

2. 社会貢献活動面での連携

コープさっぽろと連携し、「コープ子育て支援基金」を支援する取組みを行いました。

- ・ 当金庫でお子さま口座(18歳以下の普通預金口座)作成1件につき100円を「コープ子育て支援基金」に寄付する取組みを行いました。
- ・ 当金庫で普通預金口座を保有する方が、口座振替(手数料無料)により「コープ子育て支援基金」に寄付する取組みを行い、163名(2018年3月末時点)の方が寄付者として契約しました。
- ・ コープさっぽろ「えほんがトドック」を利用している方で、当庫にお子さま口座を作成し(既に保有の方を含む)、応募券をご提出された方に、当庫から絵本をさらにもう1冊プレゼントする取組みを行い、177冊の絵本をプレゼントしました。

※取組期間2017年11月1日~2018年1月31日



環境への取組み

■地球温暖化防止のために

当金庫は、地球温暖化防止に向け夏季の「ビジネス軽装(ECOスタイル)」や「冷房の適正温度設定」を実施するとともに、ATMコーナー・営業店内照明のLED化を順次行い、省エネルギーに取り組んでいます。

また、当金庫が使用する事務用品や機器の購入に際しては、環境に配慮した製品を優先して選択するグリーン購入を実践し、「FSCミックス認証紙」を使用した教宣物の作成などを推進しました。

■金融エコ商品の取扱い

当金庫は、環境に配慮した金融商品を提供することにより、環境保全に関心の高いお客様をお手伝いし、環境負荷の低減に努めています。

電気自動車等の環境に優しい車や福祉車両の購入資金を対象とし、当金庫の一般の自動車ローンよりも金利を引き下げた「轟エコ」の提供や、オール電化・天然ガス熱源機装置等を設置した省エネ住宅の建設・購入に対する「住宅ローン」の金利引下げを実施しています。

※上記商品の詳細については、最寄りのろうきん本支店までお問い合わせください。

トピックス

2017年4月

- 2017「U-30 Youthキャンペーン」(4/3～9/29)
- 「2017生涯取引キャンペーン」(4/3～12/29)
- 「ろうきんiDeCo特割キャンペーン」(4/1～3/31)
- 住宅ローン「会員保証料無料化」開始(4/10～)
- 日曜ローン相談会(8月・1月を除き翌年3月まで月1回実施)
※ローンプラザ・札幌西支店・札幌麻生支店・札幌平岡支店は毎週開催
(年始・ゴールデンウィーク・お盆等を除く)

5月

- 北海道ろうきん社会貢献助成制度選定会議(5/17)

6月

- 「2017サマーキャンペーン」(6/1～7/31)
- 「ろうきん全力応援pack」キャンペーン(6/1～9/30)
- ろうきんカードローン「マイプラン借換キャンペーン」(6/1～12/29)

7月

- 「第34回 ろうきん機関紙コンクール」開催(7/5)

8月

- インターネットバンキングに投資信託取引機能を追加(8/7)

9月

- 網走支店開設40周年記念祝賀会(9/8)

10月

- 「奨学金借換ローン」取扱開始(10/2～)
- スマートフォンによる普通預金口座開設アプリの取扱開始(10/10)

11月

- 「2017ウィンターキャンペーン」(11/1～12/29)
- 「コープ教育ローンキャンペーン」(11/1～4/30)
- 「就業不能保障付全期間固定金利型住宅ローン」上乗せ金利無料キャンペーン(11/1～7/8)
- 八雲支店開設30周年記念祝賀会(11/18)

12月

- 「ろうきん1stチョイスキャンペーン」(12/1～4/30)
- お客様本位の業務運営に関する取組方針の公表(12/13)

2018年1月

- 「つみたてNISA」取扱開始(1/4)

2月

- 「みんなみんなキャンペーン」(2/1～7/8)

3月

- 日本政策金融公庫と「業務提携・協力に関する覚書」締結(3/29)



八雲支店開設30周年記念祝賀会



日本政策金融公庫と「業務提携・協力に関する覚書」締結

北海道ろうきんの健全性・安全性

自己資本の状況

●自己資本比率(単体)

(単位:百万円)

	2016年度末	2017年度末
自己資本総額	46,905	47,743
基礎項目	46,924	47,763
調整項目(△)	18	20
リスク・アセット等	494,583	518,470
自己資本比率	9.48%	9.20%

2017年度末の自己資本比率は9.20%となり、2016年度末から0.20ポイント低下しました。

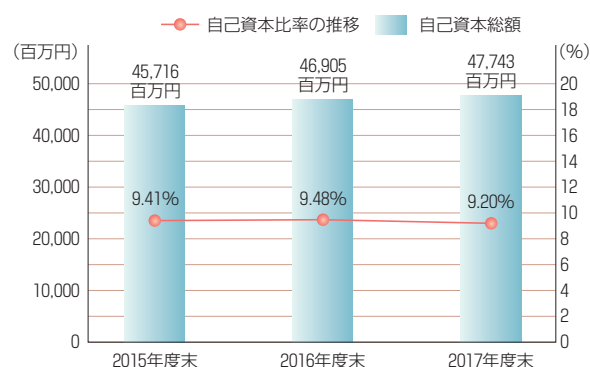
これは、自己資本比率の算出式において分子となる自己資本総額が、内部留保の増加により前年度から8億円増加したものの、分母となるリスク・アセット等が、貸出金や有価証券のリスクウェイトの増加等から238億円増加したことにより、リスク・アセット等の増加影響が自己資本総額の増加影響を上回ったことによるものです。(詳しい内容は57ページ～62ページをご覧ください。)

〔自己資本の充実度の評価〕

当金庫の自己資本比率は、現状において法定基準で最低限必要とされる自己資本比率4%以上を上回っており、さらに自主目標としている8%以上も上回っています。

また、内部管理上、管理対象リスクに対する自己資本の配分により、リスク限度額を設定しモニタリングを行っていますが、年間を通じてリスク量は限度額内で収まっていることが確認されていることから、当金庫の事業戦略に見合った自己資本の量的水準が確保されていると判断しています。

今後につきましても、勤労者の資金ニーズに適切に対応していくため、各種リスクの適正管理を継続するとともに、協同組織金融機関として適正な水準の収益計画を達成していくことで、さらなる自己資本の質的向上と量的拡大を図ってまいります。



●自己資本比率

金融機関の体力、健全性を示す指標のひとつ。

金融機関が保有する資産に対し必要とされる自己資本(最低所要自己資本)は、府省令、告示によりその比率が法定されており、国内基準が適用となる当金庫の場合は、4%以上を確保することが求められています。国内基準適用行の基準による算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本}^{(1)}\text{に係る基礎項目の額}^{(2)} - \text{コア資本に係る調整項目の額}^{(3)})}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額}^{(4)} + \text{オペレーショナル・リスク相当額} \times 12.5^{(5)}} \times 100$$

(注1) 2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

(注2) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注3) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注4) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注5) 8% (国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

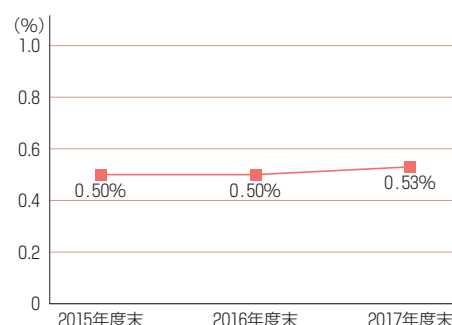
リスク管理債権比率

総貸出金残高に占めるリスク管理債権の割合をリスク管理債権比率といい、この比率が小さいほど資産の健全性が高いこととなります。

2017年度末のリスク管理債権比率は0.53% (前年比0.03ポイント増加)となりました。(詳しい内容は43ページをご覧ください)

●リスク管理債権

何らかの理由により当初の契約どおり返済されていない等の貸出金。「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」があります。



リスク管理体制

基本方針

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会で決定した「リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法で統合的なリスク管理を実施しています。

統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」、「市場リスク」、および「オペレーショナルリスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に経営管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように管理を行っています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証を行っています。

各種リスクへの取組み

信用リスク

与信先(貸出先等)やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク(貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク)が、いわゆる「信用リスク」です。

(1) 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、適正な審査基準を設け、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

- ・個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備した上で、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を越える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応を行っています。
- ・金庫全体の信用リスク管理として、資産査定規程に則り、貸出金をはじめとした総与信の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めています。また、その結果に基づき、償却・引当を的確に行い、資産の健全化を図っています。
- ・与信取引については、予想損失率等に基づくデフォルト確率等から算出された信用VaR(バリュアットリスク)により、信用リスクを定量的に計測・管理しています。

(2) 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産については、その取得にあたって、金庫で定める資金運用規程に則り、信用格付機関が発表する格付等を参考にしながら、信用リスクの把握に努めています。また、信用格付機関が発表するデフォルト確率等から算出された信用VaR(バリュアットリスク)により、信用リスクを定量的に計測・管理し

ています。

なお、取得後の事情変化についても、経営管理委員会において定期的に検証し、追跡管理しています。

デリバティブ取引については、投機を目的とせず、固定金利型住宅ローン等の金利リスクヘッジ、為替変動リスクのヘッジである為替予約取引に限定しており、それらに内在する信用リスクについては、再構築コストをベースにしたリスク量の把握を行い、管理しています。

市場リスク

金融機関では、様々な金融商品を取扱っています。金利、有価証券等の価格、為替など様々な相場が変動することにより、この金融商品の時価が変動し、損失を被るリスクが「市場リスク」です。

市場リスクのうち、金利リスクについては、運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、VaR(バリュアットリスク)を月次で計測、管理しています。

株式や投資信託などの価格が変動する価格リスクに対しても、VaR(バリュアットリスク)により月次で計測・管理しています。

また、計測したリスク量が市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理するとともに、経営管理委員会にてそのリスクリミットの遵守状況等を確認しています。

リスク管理体制

》各種リスクへの取組み

■流動性リスク

予期しない資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり（資金繰りリスク）、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる（市場流動性リスク）ことにより、金融機関が損失を被るリスクが「流動性リスク」です。

業務全般において、様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、資金運用室において一元的に管理を行っています。また、市場流動性リスクについては、市場の混乱や縮小等の兆候に関し早期把握を図るなど、経営企画部において管理を行っています。なお、経営管理委員会において、管理状況を報告し、定期的な把握・管理の強化に努めています。

■オペレーショナルリスク

金融機関では、様々な業務を行っています。業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナルリスク」です。

当金庫では、オペレーショナルリスクを以下のとおり区分し、管理するとともに、オペレーショナルリスク管理委員会にて、適時・適切に監視、制御をしています。

1. 事務リスク

金融機関では、様々な業務を展開する中で、現金、手形、証書などの重要物を取扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にあるいはタイムリーに行われているかをチェックする内部監査を強化しています。

具体的には、監査部による内部監査と各部店による定期的な自主検査を実施していますが、この他にも、業務主管部による職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能の活用などによっても、事務の誤処理の発生防止に努めています。

2. システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムがダウンしたり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

(1) 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫総合事務センターが行っています。同センターは、付近に活断層が

ないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの耐力保持が可能な設計になっているほか、基幹システムを収容するフロアでは機器免震装置を採用し安全性を高めています。また、周辺システムが収容されているフロアではフロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が振動を吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線で受電しているため、一方の回線断線時にも他方からの受電を確保しているほか、UPS（無停電電源装置）、自家発電装置の組み合わせなどにより、停電や電圧低下対策を行っています。

万一、労働金庫総合事務センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようにバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損、障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェア及び重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（Computer Security Incident Response Team）態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

(2) 当金庫においては、通信機器・回線の二重化、各店舗とのバックアップ回線敷設、重要なデータ・プログラムのバックアップ取得とバックアップ媒体の専用金庫室への保管等、システムの安全確保に努めるとともに、「セキュリティポリシー」に基づいた情報資産の適切な管理と保護強化に努めています。

3. 法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

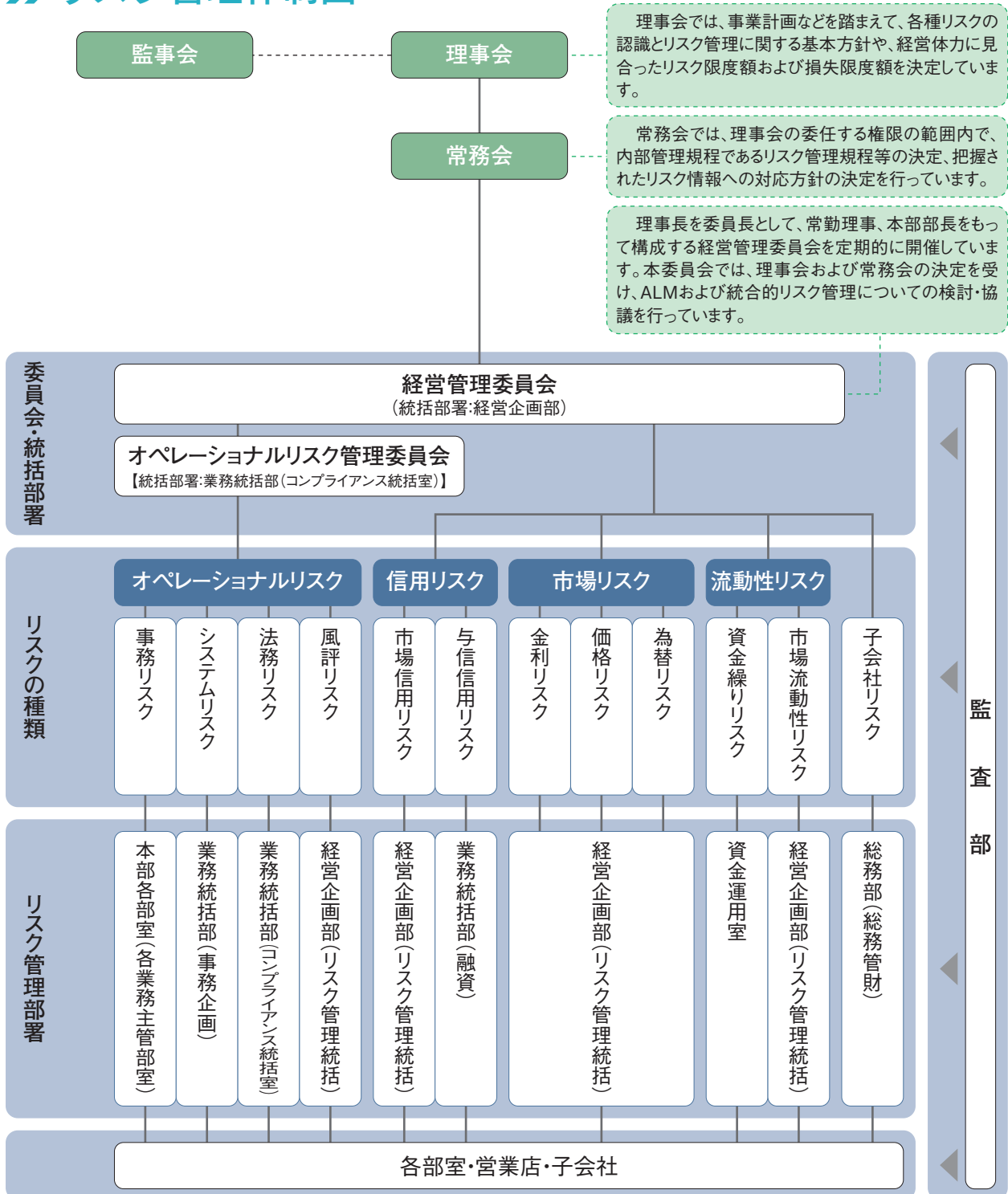
当金庫では、特に留意すべき法務上の問題を事例解説としてコンプライアンス・マニュアルに掲載し、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

4. 風評リスク

マーケットやお客様の間で金融機関の評価・評判が低下し、信用が毀損されることによって有形・無形の損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクを未然かつ最小限に抑えるため、役職員が風評情報を把握した場合の報告体制の整備に努めています。また、万一発生した場合に備えて、適切な対応を図るための対応マニュアルを定めています。

リスク管理体制図



危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータシステムの障害や新型インフルエンザ等の危機発生時に対する基本的な対応を定めた「危機管理基本規程」を制定しています。

また、危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「業務継続計画」を制定しています。

また、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的の実施するなど、体制の強化に努めています。

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

》コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけではなく、企業であれば社内の諸規程、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。

社会的な存在であるおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践する上で、あるいは日々の生活を営む上で、このコンプライアンスを求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行うろうきんとその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」を目指していますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では、以上の考え方に立ち、コンプライアンス基本方針と位置づけるものとして前出の「ろうきんの理念」とともに「倫理綱領」を制定し、それらに基づき、全役職員がコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

》コンプライアンスの態勢

当金庫は、会員・間接構成員の皆様の期待と信頼に応える業務運営に努め、社会的責任を果たし得る協同組織の事業体としてコンプライアンス重視の経営に徹するとともに、不祥事件の未然防止・お客様への説明・お客様からの相談および苦情等への対処・お客様情報の管理・外部委託管理などお客様保護等管理態勢の適切性の確保に努めています。

当金庫では、以下の体制によって内部管理態勢の確立を図り、法令等遵守の徹底に努めています。

1. 役員および理事会のコンプライアンス機能

理事および監事は、自ら高い倫理観を涵養して、コンプライアンス重視の経営姿勢を徹底しています。

理事会では、定期的に「コンプライアンス・プログラム」等の遂行状況の報告を受け、コンプライアンス態勢の実行・実践状況を検証しており、理事は理事会の意思決定に積極的に参画し、また代表理事の業務執行の状況を監督しています。監事は、常務会など重要会議への出席、重要文書の閲覧などにより法令・定款の遵守状況を検証するほか、毎年度「監査計画書」を策定し定期的な各種監査を行っています。

2. コンプライアンス委員会の活動

法令等の遵守に係わる意識の醸成、活動・行動の実践、結果の検証などコンプライアンス態勢の実効性の確保を目的として「コンプライアンス委員会」を定期的に開催しています。

3. コンプライアンス推進の活動

手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布し、法令等遵守意識の浸透を図るとともに、営業店・本部各部は独自の「部店コンプライアンス実践計画表」を策定し、このマニュアルを活用した研修等を行っています。各部店にはコンプライアンス責任者および担当者を配置しており、コンプライアンス担当者は日常的に部店職員のコンプライアンスに係わる相談・質問の対応窓口となるほか、職員の行動や業務運営の適切性について検証を行い、定期的に「コンプライアンス・チェックシート」により、コンプライアンス統括部署へ報告しています。

また、内部監査による検証を重視し、監査部が各営業店(本部各部を含む)に対して定期的に行う監査部監査と、各営業店(本部各部を含む)が自ら行う自店検査の二つを柱として、相互牽制機能が十分働くように留意しながら、内部的なチェックを実施しています。コンプ

ライアンス全般については、弁護士の助言・チェックを受けるなど外部専門家との連携を強化しています。

そのほか、会員・利用者の皆様からの苦情・トラブルなどについては、各部店からの報告体制を整え、再発防止とサービスの向上に努めています。

4. 反社会的勢力に対する取組について

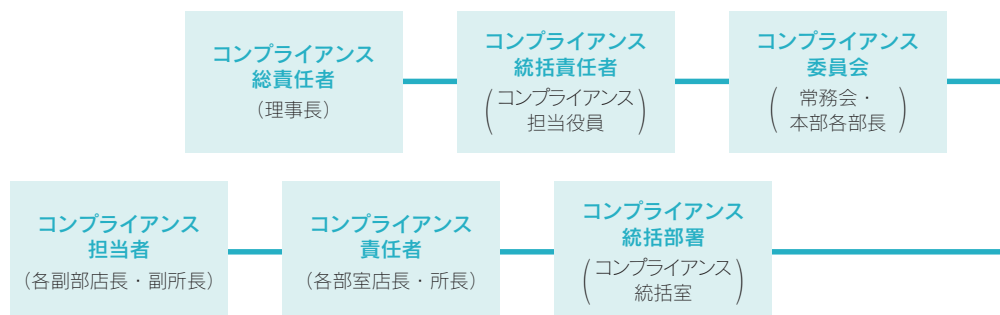
当金庫は、反社会的勢力を排除する取組を推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、業務の適切性および健全性を確保し、反社会的勢力との関係遮断を徹底しています。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

- (1) 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
- (2) 反社会的勢力との取引は一切行いません。
- (3) 反社会的勢力に対して、資金提供および不適切な便宜供与は行いません。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、法的対抗措置を講じます。
- (5) 反社会的勢力による不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

コンプライアンスの運営体制



顧客保護等管理態勢・個人情報保護について

- (1) 当金庫は、お客様の資産・情報及びその他の利益を保護することを目的とした「顧客保護等管理方針」や、お客様に安心して金融商品をご購入いただけるよう「金融商品に関する勧誘方針」等を定めています。お客様保護等管理態勢の構築は、業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であるため、管理態勢の強化を図り、実効性の確保に努めています。
※上記方針は、北海道ろうきんホームページに提示しています。
(<http://www.rokin-hokkaido.or.jp>)
- (2) お客様の個人情報のお取り扱いについては、個人情報保護法等を遵守し、適切な保護と利用を図っています。当金庫では、「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」を定めてホームページで公表するなど、個人情報保護のための態勢の整備と徹底を図っています。
- (3) すべてのお客様が平等に利益・サービスを受け、お客様の利益が不当に害されることがないように、当金庫では「利益相反管理方針」を定め、ホームページで公表するとともに、適切な管理態勢を整備しています。

金融商品に関する勧誘方針

- ① お客様のご意向と実状に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
- ② お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
- ③ お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
- ④ 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

利益相反管理方針(抜粋)

◇基本方針

当金庫は、法令、規程等を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取組みます。

苦情等への対応(金融ADR制度等への対応)について

お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備しています。また、内部規則の内容を含め、苦情への対応の概要および紛争解決措置の概要をホームページ等で公表しています。当金庫に対するご相談や苦情については当金庫営業日(平日9時～17時:土日・祝日および金融機関の休日を除く)に、北海道ろうきん本支店(電話番号は「北海道ろうきん店舗一覧」のページ参照)のほか、下記の受付窓口までお申し出ください。

※金融ADR制度とは、裁判外紛争解決手続きのことをいいます。

北海道労働金庫 お客様相談センター

☎0120-510-924 (ご利用時間 平日 9:00～17:00)
ホームページ <http://www.rokin-hokkaido.or.jp>

監査の実施について

当金庫では、監事が理事の職務執行について監査を行い、監査部が内部監査を実施することにより、業務の健全性と適切性の確保に努めています。また、労働金庫法第41条の2第3項に基づき、外部監査を実施しており、2017年度の会計監査の結果として、会計監査人である新日本有限責任監査法人より、無限定適正意見を旨とする監査報告の通知を受けています。

北海道ろうきんの概要

業務の適正を確保するための体制・運用状況(内部統制システム)

≫ 業務の適正を確保するための体制

当金庫は、労働金庫法施行規則第19条に規定される業務の適正を確保するための体制を整備するにあたり、理事会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり決議しています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制【コンプライアンス態勢】

- (1) コンプライアンスに関する基本方針
理事は、「ろうきんの理念」、「倫理綱領」、「役職員倫理規程」に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、理事会において役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を構築する。また、これを実現するための具体的手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成する他、その具体的実践計画を「コンプライアンス・プログラム」に定め、職員のコンプライアンスに関する教育・研修・啓蒙に取り組む。
- (2) コンプライアンス態勢
コンプライアンス態勢の実効性の確保を目的に、理事長を委員長として、常勤理事、本部各部署の責任者をもって構成する「コンプライアンス委員会」を設置する。また、理事会は「コンプライアンス・プログラム」の遂行状況について、定期的に報告を受け、コンプライアンス態勢の有効性・適切性の検証を行う。
- (3) 内部監査
内部監査部門による監査と、本部各部署・営業店が自ら行う自店検査により遵守状況の検証を行う。
- (4) 内部通報制度
法令上疑義のある行為等について当金庫及びその子法人等の職員が直接情報提供を行う手段として、業務統括部(コンプライアンス統括室)、常勤監事、指定弁護士を報告窓口とする「コンプライアンス・ダイレクト制度」を定める。
- (5) 監事会
監事は、理事による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、又はそのおそれがあると認めたときは理事会に報告するなど、適切な措置を講ずる。
- (6) 反社会的勢力に対する対応
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力に対する基本方針を定めるなど、当該勢力との関係を遮断するための態勢を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制【情報保存管理体制】

理事の職務執行及び意思決定に関する情報は、当金庫の「理事会規程」、「常務会規程」、「文書管理規程」、「文書管理取扱要領」等に基づき作成し、文書又は電磁的媒体にて定められた期間適切に保存・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制【リスクマネジメント態勢】

- (1) リスク管理に関する基本方針
リスク管理の重要性を認識し、リスク管理が適切に行われるための体制を構築する。また、「リスク管理方針」にて各種リスクの認識・管理に関する基本方針を定める。
- (2) リスク管理体制
・理事会では、各種リスクの認識とリスク管理に関する基本方針、リスク限度額及び損失限度額を決定する。
・常務会では、「リスク管理規程」等の決定、把握されたリスク情報への対応方針の決定を行う。
・理事長を委員長として、常勤理事、本部各部署の責任者をもって構成する経営管理委員会を定期的(原則として月1回)に開催し、各種リスクの統合的管理を行う。
- (3) 危機管理体制
大規模災害や不慮の事故等、当金庫の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合においても、金融機関としての基本的な機能を維持し、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を図るべく、「コンティンジェンシープラン」を定める。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制【効率的職務執行体制】

- (1) 理事会の体制
定期的(原則として月1回)又は必要に応じて臨時に理事会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、金庫の全般的な執行方針の審議機関として常務会を設置する。
- (2) 業務分掌及び職務権限
各部署の業務分掌及び職務権限、組織構成、組織管理の方法等について「組織管理規程」「業務分掌・職務権限規程」等において定め、効率的な業務執行を実施する。

5. 当金庫及び子法人等から成る金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制【金庫グループ内部統制体制】

- (1) 子法人等の業務執行並びに運営管理
子法人等との間で、業務の執行及び運営に関する事項について定期的に協議を行うと共に、重要事項については随時報告を求めて適切に子法人等を管理及び指導する。
- (2) 法人等への監査の実施
金庫グループ全体の業務の適正を確保するため、内部監査部門は子法人等へ監査を実施する。また、監査結果について理事会へ報告を行う。
- (3) 子法人等のリスク管理
「リスク管理規程」等により、金庫グループ全体のリスクを統合的に管理する。
- (4) 子法人等のコンプライアンス態勢
子法人等に対し、子法人等が定める「コンプライアンス・マニュアル」等に基づき、法令等を遵守するよう管理及び指導する。また、子法人等の役職員に対し、「コンプライアンス・ダイレクト制度」による報告を可能とし、その周知徹底を図る。

6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項【以下総称して、監事関連体制】

- (1) 監査業務の補助
監事は、監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する職員の配置を求めることが出来る。
- (2) 補助すべき専任の職員を置く場合の体制
前項の体制を確保するため、監事は常務会と協議のうえ必要な人員を求めることが出来る。

7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員の人事異動
監事の職務を補助すべき職員の人事異動を行う場合には、事前に監事に対して報告を行い、監事は必要がある場合は理由を付して常務会に対して変更の申し入れを行うことが出来る。
- (2) 監事の職務を補助すべき職員の懲罰
監事の職務を補助すべき職員に対して懲罰を行う場合は、事前にその理由について監事に対して説明を行い、意見を聞き、これを尊重して行う。
- (3) 監事の職務を補助すべき職員の職務
監事の職務を補助すべき職員は、他部署の職務を兼務せず、監事の指揮命令のみに従う。

8. 当金庫及び子法人等の理事及び職員等が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制

- (1) 理事会における報告体制
理事会は、法定事項に加え、当金庫及び子法人等に重大な影響を及ぼす事項、金庫グループ全体の内部監査の実

施状況について、速やかに監事に対して報告する体制を整備する。

(2) その他重要な事実の報告

当金庫及び子法人等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実のほか、法令違反等、又はその疑いがあるものを発見した場合には、監事に対し速やかに報告する。当金庫及び子法人等の役職員は、当金庫の監事から業務執行に関する事項について報告を求められたとき、速やかに適切な報告を行う。

(3) 監査業務における報告

監事は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて理事に対して説明を求めることが出来る。当金庫及び子法人等の役職員は、監事が業務及び財産の状況を調査する場合、迅速かつ適確に対応し報告を行う。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監事へ報告を行った当金庫及び子法人等の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益になる取扱

を禁止する。

10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監事は、職務の執行上生ずる費用について、前払又は償還を受けることが出来る。監事の職務の執行上必要と認める費用については予め予算を計上し、緊急又は臨時に支出した費用についても償還を請求することが出来る。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 員外監事

外部の員外監事を選任し、監査の中立性・独立性の一層の向上に努める。

(2) 内部監査部門及び会計監査人との連携

監事が内部監査部門及び会計監査人と連携し、効率的な監査の実施を行えるよう、体制の整備を行う。

》業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当金庫は、「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用状況に努めており、平成29年度における運用状況の概要は以下の通りです。

1. コンプライアンス態勢

- ・ 理事会は、「コンプライアンス・プログラム」の策定・総括等、コンプライアンスの実践に係る重要審議事項を決議しました。
- ・ コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス・プログラム」の遂行状況、コンプライアンス違反事案や個人情報漏洩事案の発生原因分析および再発防止策等を検証・決議しており、その内容を適時理事会に報告しました。
- ・ 各店舗ならびに関連会社は、「コンプライアンス・プログラム」に基づき職場内研修を実施しました。また、研修では、「コンプライアンス・ダイレクト制度」の周知を行い、同制度による報告があったものは事実確認の上、適切に対処しました。
- ・ 内部監査部門は、被監査部署の監査を適切に実施し、各店舗も年間計画に基づき自店検査を実施しました。
- ・ 反社等対応(AML)システムの活用等により、反社会的勢力との関係遮断及び排除に向け、適切な事前審査と事後検証を徹底しました。

2. 情報保存管理体制

- ・ 理事の職務執行並びに意思決定に関する情報は、「理事会規程」「常務会規程」「文書管理規程」等に基づき作成し、文書または電磁的記録にて定められた期間、適切に保管・管理しています。

3. リスクマネジメント態勢

- ・ 理事会は、「平成29年度リスク管理方針」「平成29年度リスク限度額および損失限度額」の決定等、リスク管理に係る重要事項を決議しました。
- ・ 常務会は、「BCP(業務継続計画)」等危機管理関連規程の制定、および「リスク管理規程」の改正を行いました。
- ・ 経営管理委員会は月次で開催し、各種リスクの統合的な管理を行いました。
- ・ 経営管理委員会および下部機関であるオペレーショナルリスク管理委員会、風評リスクのモニタリングの結果等について確認しました。
- ・ 全部店を対象とした「コンティンジェンシープラン」に基づく訓練を実施し、危機管理体制の実効性向上に努めました。

4. 効率的職務執行体制

- ・ 理事会は「理事会規程」に基づき原則月1回開催し、常務会

は「常務会規程」に基づき月2回程度の開催または必要に応じて適宜開催し、各々の規程に定める重要事項についての意思決定を行いました。

- ・ 組織横断的な人員活用による効率的な業務運営を行うために、「組織管理規程」および「業務分掌・職務権限規程」を改正し、本部機構の改編や本部ライン役席の削減、営業店への業務係の設置を行いました。

5. 金庫グループ内部統制体制

- ・ 関連会社と定例協議を開催し、「関連会社管理規程」に基づき、適切かつ厳正な管理・指導を行っています。
- ・ 当金庫の内部監査部門は、関連会社の監査を実施し、委託業務処理状況やその適切性、およびリスク管理等について検証しました。
- ・ 関連会社のリスク管理態勢については、月次でモニタリングを実施しています。また、金庫グループにおける危機管理対応として、関連会社との緊急連絡体制を構築しています。

6～11. 監事関連体制

- ・ 監事の職務遂行を補助すべき職員を監事会事務局に配置し、監査の実効性向上と監査業務の円滑な遂行を確保しています。なお、当該職員は他部署の職務を兼務しておらず、監事以外の指揮命令下にはありません。
- ・ 監事は、理事会等の各種機関会議への出席や、常勤理事・本部部長に対するヒアリング、関連会社役員との情報交換等を実施する機会が確保されており、業務執行に係る監事への報告体制は整備されています。
- ・ 監事の職務執行上、生ずる費用については年度予算として計上しており、緊急または臨時に支出した費用についても、償還を請求することを可能としています。
- ・ 監事が効率的な監査を行えるよう、監事・会計監査人・内部監査部門の三者による連携体制を構築しています。

(注)「内部統制システム構築に関する基本方針」では、労働金庫法施行規則第19条に基づき「子法人等」という用語を使用していますが、運用状況報告では、当金庫の規程に基づき「関連会社」を使用しています。なお、当金庫の関連会社は北海道労働金庫サービス株式会社のみです。